

シャープ健康保険組合高額療養費支給規程

(目的)

第1条 この規程は、健康保険法施行規則第111条に基づき、高額療養費の支給手続きを行うに必要とする事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

(請求様式)

第2条 高額療養費は、支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかるものについては、当該明細書を組合で受領したとき、被保険者から請求があったものとみなす。

2 療養費、第2家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したとき、前項と同様とみなす。

(支給方法)

第3条 前項の規程により請求があったものについて、毎月15日までに支給決定されたものについては、当月の給料に併せて支給する。但し、任意継続被保険者及び資格喪失者にかかるものについては同時期及び特例退職被保険者にかかるものについては同月末に指定銀行口座振込みで支給する。

附 則 この規程は、平成5年5月1日から施行する。

附 則 第1条、第3条の改正は、平成15年4月1日から施行する。